

第166号議案

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「普通課程（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第9条に規定する普通課程の普通職業訓練をいう。以下同じ。）」を「技術校」に改め、同条第2項中「普通課程」を「技術校」に改め、同条第3項中「普通課程」を「技術校」に改め、「118,800円」の次に「（訓練期間に1年未満の端数のある場合の授業料の額は、年額を12で除して得た額に、当該訓練期間の月数を乗じて得た額とする。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 技術校において職業の転換を必要とする求職者その他新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第9条に規定する短期課程の普通職業訓練をいう。以下同じ。）については、前3項の規定は、適用しない。

第4条第3項中「相当する額」の次に「（訓練期間に1年未満の端数のある場合にあつては、授業料の額を当該訓練期間の月数で除して得た額）」を加え、「普通課程」を「職業訓練」に改め、同条第5項中「普通課程」を「職業訓練」に改める。

第6条ただし書中「普通課程の」を「職業訓練の」に改め、「当該普通課程に」を削る。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とする。

第7条第2号中「省令第9条に規定する」及び「の普通職業訓練」を削り、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

（普通課程の訓練基準）

第7条 普通課程（省令第9条に規定する普通課程の普通職業訓練をいう。）に

係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者、同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）であること又は同法による高等学校を卒業した者、同法による中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）であること。
- (2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 中学校卒業者等を対象とする場合にあっては2年、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、中学校卒業者等を対象とするときにあっては2年以上4年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあっては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（第8条第1項第5号において「総訓練時間」という。）が中学校卒業者等を対象とする場合にあっては2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (7) 訓練生（訓練を受ける者をいう。次号において同じ。）の数 訓練を行う

1 単位につき50人以下であること。

(8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

(9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項（法第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による技能照査をもって代えることができる。

2 前項各号に定めるところによるほか、各訓練科の訓練において必要な事項は、規則で定める。

（短期課程の訓練基準）

第8条 短期課程に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

(2) 教科 その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

(4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。

(5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。

(6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

2 前項各号に定めるところによるほか、各訓練科の訓練において必要な事項は、規則で定める。

（職業訓練指導員の資格）

第9条 法第28条第1項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は省令第48条の3各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、省令第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。